

(3)編入学者、再入学者及び転入学者の卒業の要件等

① 編入者の場合

ア 編入学の許可に際しては、その者が既に大学等に在学した期間、既に修得した授業科目の単位数やその履修状況等について審査したうえ、編入学の年次編入学後に在学すべき期間及び編入学後に修得すべき単位数が定められます。

イ 第3年次編入学者の既修得単位の認定及び入学後の履修基準は次表とおりとします。

入学前の既修得単位の認定	基本的事項	1 本学に編入学する前に大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）において修得した授業科目の単位は、62単位を上限として、本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。 2 この場合、原則として、一括認定（科目区分ごとの単位を一括して認定する）を行うが、学生の希望により個別認定（授業科目ごとに単位を認定する）を行うこともできる。 3 一括認定を行った上、特定の授業科目だけを個別に認定することもできる。	
	認定方法	一括認定 (1) 本学へ編入学前の大学等における修得単位は、62単位を一括認定する。 (2) 「未来デザイン講座(探す)」、「未来をひらく基礎科目」、「未来を創る実践力形成科目」及び「連携開設科目」（以下「基礎科目」という。）から35単位、専門科目から27単位を修得したものとみなす。	個別認定 (1) 基礎科目区分については35単位を上限とし、専門科目区分については27単位を上限として個別に認定する。 (2) 専門科目区分については個別認定をする単位数が27単位を超える場合は、学科共通選択科目区分として20単位を上限として認定することができる。 この場合は、27単位を超えて認定した専門科目区分の単位に相当する数の基礎科目区分の単位を修得すること。
入学後の授業科目の履修	履修方法	1 本学入学後に本学の授業科目の履修により62単位以上を修得すること。 2 62単位のうち、42単位は専門科目区分から修得するものとし、当該第3年次編入者の所属コースの所定の必修科目の単位を必ず修得すること。 3 62単位のうち20単位を学科共通選択科目区分から修得すること。 ただし、既修得単位の個別認定において、学科共通選択科目区分の単位を認定した場合は、その単位と合わせて20単位上限とする。 4 教育職員免許状取得のための基礎科目区分の単位を修得する必要があると認められるときは、学科共通選択科目区分（上限20単位）から修得したものとみなす。	
	教職関連	「教職に関する科目」を履修する場合は、養護・保健コース、健康スポーツコース、心理・カウンセリングコースにおいては20単位を上限とし、人間科学コースにおいては12単位を上限とし、専門科目区分から修得したものとみなす。	

② 再入学者の場合

ア 本学を中途退学した者または除籍された者（除籍後5年以内であれば、復籍を申請できます）は、欠員のある場合に限り、学長の許可を得て本学の相当年次に再入学することができます。

イ 再入学の許可に際しては、その者の本学において既に在学した期間及び既に修得した授業科目の単位数に応じてその修学状況等について審査のうえ、再入学の年次・再入学後に在学すべき期間及び再入学後に修得すべき単位数が定められます。

③ 転入学者の場合

他の大学の学生で、その大学の学長の承認を得て本学に転入学を志望する者は、欠員のある場合に限り、学長の許可を得て、本学の相当年次に転入学することができます。